

令和7年度定期監査の結果報告に基づく措置について

番号	頁	項 目	意 見 内 容	講じた措置の内容、今後の対応予定 (具体的な時期、内容) など	回答課
1	2	2 調定及び未収金について	(1) 中村地域の住宅使用料（滞納繰越分）、督促手数料 及び市営住宅明渡請求損害賠償金について 市営住宅明渡請求損害賠償金については、前年2月と12月に滞納額通知及び納入依頼の文書を送付しているが、回収には至っていない。回収困難な事例の一つではあるが、回収に向けた取組みを継続されたい。	現在、家賃滞納分及び明渡損害賠償請求金の納付を求めているところです。 明渡損害賠償金については、令和8年5月20日を持って時効の満了日となりましたが、債権管理マニュアル（時効の援用を勧める行為は、財産（債権）の消滅を助長することから基本的には行わない）に基づき、本人からの時効援用手続きがなければこれまでどおり、回収に向け対応していきます。	防災まちづくり課
2	3	2 調定及び未収金について	(3) 急傾斜地崩壊対策工事受益者割合（過年分）について（まちづくり課） 急傾斜地崩壊対策事業は、事業費の一部を市町村から徴収して県が事業化するものであり、当市においては四万十市受益者割合基準要綱により受益者個人にも負担を求めている。当該未収金については10年以上未収の状態が続いており、公平性の観点からも受益者負担の原則は守られるべきであり、安易な債権放棄は行うべきではないが、今後も継続して地区と協議を行っていくのか、今一度所管課としての方針を明確にされたい。	中村大橋通六丁目地区急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者負担金につきましては、長期間未収となっていることから、令和8年度中に地区長あて文書による照会を行い、地区としての納付意思及び徴収見込みについて最終確認を実施することとしました。 この最終確認の結果を踏まえ、これまでの賦課および徴収経過を踏まえた、回収の可能性及び債権管理上の課題等について整理を行い、滞納整理を含めた債権管理方針の見直しを令和8年中に決定します。 また、再発防止策としては、今後の急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者負担金にあたり、負担金制度及び地元負担の内容について事前説明を徹底し、地区長から受益者負担金に係る同意書を徴収するとともに、関係書類を適切に保存する運用へ見直すこととします。	建設課

令和7年度定期監査の結果報告に基づく措置について

番号	頁	項 目	意 見 内 容	講じた措置の内容、今後の対応予定 (具体的な時期、内容) など	回答課
3	3	2 調定及び未収金について	(4)河川 占用物件等除去費用 (過年分) について 当該未収金については、債務者である法人から回収する見込みがたっていないとのことであるが、債権回収の専門部署から助言を得る等により、具体的な対応方針をたてられたい。	当該未収金については、債務者である法人からの納付が確認できておらず、回収に至っていない状況です。 本件については、関係者間において権利関係等を巡る係争(盗伐)が継続しているとの情報を所有者から入手しています。今後の対応に当たっては、税務課収納対策室と連携し、幡多広域市町村圏事務組合租税債権管理機構の専門的知見を活用するため、同機構主催の研修会等を通じて助言を得ながら検討を進めます。 そのうえで、本件債権の性質や回収可能性を整理し、滞納処分や法的措置の可否を含めた具体的な対応方針を定め、適正な債権管理及び債権回収に努めます。	建設課

令和7年度定期監査の結果報告に基づく措置について

番号	頁	項 目	意 見 内 容	講じた措置の内容、今後の対応予定 (具体的な時期、内容) など	回答課
4	3	2 調定及び未収金について	(5) 生活保護費返還金について 生活保護費返還金は、現年度分・滞納繰越分において多額の未収が発生しており、令和7年度9月末現在において現年度分 3,867千円、滞納繰越分 27,258千円となっている。 (中略) 不正受給については、高額・長期に渡る事例については告訴案件とすることも考えているとのことであり、これらの対応も含めて返還金未収対策を講じられたい。	【前提】 生活保護法第63条に規定される返還金、法第78条に規定される徴収金については、毎年一定新たに発生するものであり、返還(徴収)が困難なケースが多くを占めていることから、未収金回収の大幅な改善は今後も見込みにくい状況にあります。 こうした中、福祉事務所としても被保護者や元受給者からの回収に取り組んでいるところですが、相手が生活保護受給中であるため一括(高額)の返済はできず、一度に徴収できる金額は少額にならざるを得ません。また、保護廃止になった者についても、その多くは保護廃止後もぎりぎりの生活を送っていることから、やはり一括(高額)の返済は困難な状況にある者が大半です。 【対策】 福祉事務所として令和7年度から行っている対策は、R7.8.5の決算審査説明時や、R8.1.13の定期監査説明聴取時にご説明しているとおりです。 (以下、決算審査質問事項の回答より一部転記) 未収金(滞納繰越分)を減少させるためには、下記3点に分けた取り組みが必要であると考えております。 (1) そもそも返還金を発生させないようにする(返還金設定ではなく、収入認定で処理)。 (2) 返還金が発生している被保護者に対し、適切な納付指導を行う(納付書払いor保護費からの天引き)。 (3) 未収金が発生した状態で生活保護から自立等された場合も、適切な納付指導を継続する(納付書払い)。 以上について、令和7年度からは、下記取り組みを行っているところです。 (1) 被保護者の収入状況等を管理する管理簿(年金加入台帳・収入等管理台帳・課税調査台帳)を作成し、適切な時期に適切に収入認定・指導指示を行うことができる環境を構築。 (2) 返還が滞っているケースや適切な納付指導が行えていないケースを洗い出し、係会などで共有。 (3) 生活保護から自立した方に対して生活保護の廃止通知書を送る際に、現在の債務残通知及び納付書を送付するとともに、保護廃止後も計画的な納付を継続するよう指導。納付が滞っている者に対しては、定期的に督促状・催告書を送付することで、適切に債権状況を管理。 以上のような取り組みを行っているところですが、過去に行うべき業務を一切行っていないという事例が令和7年度に入っても多数発覚していることから、今後も一定返還金の設定及び未収金(滞納繰越分)が多く発生する見込みとなっております。 これについては、今後数年にかけて整理していき、未収金を減少させていく必要があると考えております。 【結果】 令和7年度の取り組みの結果、次のとおり徴収率及び収入額は若干上昇、調定額は若干減少、翌年度繰越額は横ばい傾向にあります。相手が生活保護受給者等であるため大幅な徴収率等の改善は難しいことから、今後も引き続き返還金未収対策を行う必要があるものと考えております。 ○R5年度徴収率：28.62% (調定額49,643千円、収入額 9,463千円、不納欠損額16,578千円、翌年度繰越額23,601千円) ○R6年度徴収率：27.62% (調定額42,836千円、収入額11,201千円、不納欠損額 2,292千円、翌年度繰越額29,341千円) ○R7年度徴収率：29.65% (調定額41,272千円、収入額11,924千円、不納欠損額 1,065千円、翌年度繰越額28,282千円)	福祉事務所

令和7年度定期監査の結果報告に基づく措置について

番号	頁	項 目	意 見 内 容	講じた措置の内容、今後の対応予定 (具体的な時期、内容) など	回答課
5	4	2 調定及び未収金について	(7) 西土佐地域の住宅使用料（滞納繰越分について 所管課から「生活に困窮しており住宅使用料が未納となっている状況」との説明を受けたことから、滞納者の就労状況、滞納による住宅の明渡請求に関する規定の有無について質問したが、明確な回答を得ることができなかった。また、連帯保証人に対して請求等を行っていない等、滞納解消に対する意識が低いのではないかと危惧されるところである。説明聴取の場に担当者が臨席していなかったことを考慮するとしても、所管課として関係法規に精通し、滞納者の現状把握に努め、連帯保証人に対しては適切な対応をされたい。	本件については滞納繰越解消に向け具体的な取組みを実施しており、複数年にわたる滞納者についても滞納解消に向けた家賃の納付が始まっております。 【複数年度にわたり滞納している案件（2名）】 ①滞納者の現状把握 ⇒本人への聞き取り等の実施 ②関係法規（四万十市住宅等滞納整理マニュアル）に則った対応 ⇒催告書の送付（1名）、分納誓約書の取り交わし（2名） ③対応後の状況 上記対応後、2名とも滞納解消に向けて家賃の納付が開始。今後も分納誓約に則った家賃の納付がされるよう適時対応を実施。 【R7年度分のみ滞納者】 令和7年度のみ単年で滞納している入居者については全員に電話連絡を行い、納付日の確認と納付の約束を行った。今後は対象者の納付状況を随時確認し、約束が履行されない場合は四万十市住宅等滞納整理マニュアルに則った対応を実施する。	地域企画課